

行信の伝記に関する諸問題

松 本 信 道

はじめに

筆者は、本誌前号において、「法隆寺行信の思想」と題し、法隆寺の行信の『仁王護国経疏』を取り上げ、従来の中国の僧侶の著作の祖述に過ぎない、という低い評価に対して再検討を加え、次のような結論を得た。第一には、引用注釈書が宗派を問わずに幅広く渉猟され、特に、異端派の円測の『仁王経疏』が引用されている点は注目される。第二に、清弁・護法の空有争論が色濃く反映しており、南都六宗の三論・法相の空有をめぐる争論の経緯を窺うことができる貴重な著作である、ということが明らかになった。以上の二点から、行信の『仁王護国経疏』は、奈良時代仏教思想の受容の実態にせまる上で、重要な著作であると評価できる。

前号では行信の思想の解明に重点を置いたために、生涯に関する点は捨象した。本稿では、行信の生涯とその活動について再検討を

加えてみたい。行信の生涯に関する先行研究は、古くから諸先学によつて蓄積されている。しかし、確かなことは、律師や大僧都を歴任したことや、法隆寺東院伽藍の復興に尽力したことのみである。

その他にも未解決の問題が残されているのが現状である。故に、本稿では、以下の諸問題について究明してみたい。

第一には、法隆寺東院伽藍の復興とその背景について、
第二には、僧綱としての活動とその評価について、
第三には、『仁王経疏』の撰述と仁王会について、
第四には、厭魅事件と行信との関連及びその背景について、などの諸問題である。

一、上宮王院（法隆寺東院）の創建

実在としての行信が史上に姿をあらわすのは、上宮王院（後の法隆寺東院）の創建に関する記事である。法隆寺東院（上宮王院）の

縁起に関する史料は、(1)『法隆寺東院縁起』、(2)『法隆寺東院資財帳』、(3)「皇太子御齋会奏文」の三点がある。(1)が狭義の『法隆寺東院縁起』で、『大日本仏教全書』寺誌叢書所収のものである。(2)の『法隆寺東院資財帳』は、正しくは『上宮王院縁起資財帳』で、天平宝字五年(七六一)、法隆寺三綱が僧綱に提出した上宮王院(後に法隆寺東院と称される)の縁起資財帳である。

(3)の「皇太子御齋会奏文」は、「法隆寺東院御齋会表白」とも呼ばれ、この史料の成立年代については、奈良時代末期以降、平安前期までとする東野治之氏¹⁾の説と、平安時代中期以降とする藤井由紀子氏²⁾の説がある。上記(1)(2)(3)の史料は、発見・書写年代が中世のものであり、その記載内容については問題もあり、慎重な史料批判を要するとしても、八世紀中葉における上宮王院の創建過程と聖徳太子信仰を考える上での基本史料である。

第一に注目されるのは、行信による聖徳太子御製の『法華経義疏』の発見と奉納である。すなわち、聖徳太子御製の『法華経疏』『維摩経疏』『勝曼経疏』の三経義疏が上宮王院に施入された際、その筆頭に挙げられている『法華経疏』は、行信が「覓求奉納」したものであるという。その『法華経義疏』をおさめる革の経箱を光明皇后が献納していることは、行信と光明皇后との密接な関連を考える上で注目すべき点である。

第二には、行信が主導して『法華経』を講説していることである。すなわち、天平八年二月二十二日、行信が太子忌日に皇后宮職大進の阿倍真人等を率いて、講師に律師の道慈法師と僧尼三百余人を屈請して、『法華経』の講会を修したことを記す。行信と『法華経』との結びつきについては、すでに前稿で述べたことがあるのでそれを参照していただきたい。とくに、この法会に皇后宮職の官人と、律師の道慈が関与していることは、注目すべき点である³⁾。

第三には、行信と上宮王院(法隆寺東院)の創建に関する記事である。すなわち、『法隆寺東院縁起』によると、斑鳩宮の故地の荒廃を嘆いた行信が、「春宮坊阿倍内親王」(後の孝謙天皇)に上宮王院の造営を奏上し、内親王が「藤原捨前朝臣」(藤原房前)に命じて、天平十一年(七三九)四月十日にこの院を造ったとする。

この史料については、古く喜田貞吉氏が、藤原房前は天平九年にすでに死没していることを指摘し⁴⁾、疑問を提起された。その後、天平七年に阿倍内親王が「春宮坊」(皇太子)であったと記されているが、阿倍内親王の立太子は天平十年⁵⁾であり、天平七年の時点では、まだ春宮ではなかったことなどの疑問点が指摘されている⁶⁾。

林幹彌は、寺家の縁起には、矛盾・無稽の記事が含まれるのは、ほとんど通例のことであるとし、「皇太子御齋会奏文」の部分に着目して検証し、その上でいくつかの記事は信用に足るものであると

いう見解を示された。⁽⁷⁾その後、いくつかの矛盾点があることに留意しながらも、林幹彌氏の説を援用し、上宮王院の創建時からそれほど下らない時期の史料として評価し、その記載内容にある程度の信憑性を認めようとする研究が多く見られる。

上宮王院の造営の主体については、若井敏明氏は、阿倍内親王をはじめ橘三千代につながる女性たちが、太子の忌日に『法華経』を講読させるために、堂宇の造立を発願したと推定された。⁽⁸⁾さらに東野治之氏は、なかでも重要な役割を担ったのは光明皇后であったと推定されておられる。その根拠は、光明皇后の家政機関である皇后宮職の役人の「安宿部真人」が造営に参画している点を挙げられている。この「安宿部真人」について鷲森浩幸氏は、天平六年八月から九年四月にかけての五通の皇后宮職の発給文書に署名している「皇后宮職大進安宿倍真人」と同一人物で、当時皇后宮職に実在した官人であったことが論証されている。⁽⁹⁾この点を踏まえると、『法隆寺東院縁起』の上宮王院造営に関する記事は、信憑性が高く信頼するに足るものであると判断できる。故に、行信が上宮王院の造立に関与したことは、事実であると考えられる。

次に、何故、行信が上宮王院の創建に関与するようになったのかという、その政治的背景について考えてみたい。

天平期の政治状況を概観すると、第一には、「災厄」の問題があ

る。天平元年の長屋王の変後、天平七年の疫病の流行による藤原四兄弟の死亡に象徴される「災厄」の克服が深刻な問題であった。聖武天皇は、連年の「災異」を自分に対する天の譴責と受け止め、天皇として失格ではないかという非難にさらされる可能性がある。そのような宗教的機能の面で危機感を完全に除去・払拭し、天皇の立場を回復する必要がある⁽¹⁰⁾。

近藤有宜氏は、上宮王院の夢殿に安置される救世観音像は、天然痘退散の祈願を込めて光明皇后によって安置されたとする説を唱えられている。⁽¹¹⁾

倉西裕子氏は、「災異」の原因を長屋王の崇りと考えた光明皇后が、鎮魂の目的で発願したという仮説を提示されている。⁽¹²⁾

私見によれば、如上のことに加えて、光明子自身の内面的な問題もあったのではないかと推定する。すなわち、天平五年正月に母の橘三千代が薨去すると、自身も病に倒れ、それが治癒せず内面的に苦境に立たされていた。それを克服するために、翌年より法隆寺への寄進が継続的に実行されているのである。

第二には、阿倍内親王の立太子の問題がある。本郷真紹氏は、女性で初の皇太子となった阿倍内親王の権威を構築することが天平期の王権の重要な課題であったことを指摘されている。⁽¹³⁾鷲森浩幸氏は、上宮王院が天平九年ころに阿倍立太子を前提として、その正当

性を示すために創建され、その背景には、以前からの光明皇后や行信などと法隆寺との深い関連が存在したことを指摘されている。¹⁴勝浦令子氏は、前代未聞の女性皇太子実現にかかわる、大規模な政治的デモンストレーションであった、という。¹⁵

以上のような政治的状況を背景として、光明子と阿倍内親王の意向を実現する人物として白羽の矢が立てられたのが行信であった。

行信は法華経信仰と聖徳太子信仰を媒介として、法隆寺と光明子・阿倍内親王を結びつけ、上宮王院の創建を敢行した。この点に、行信の存在意義が認められる。光明子・阿倍内親王と行信との密接な人的信頼関係が、行信のその後の動向に重要な影響を与えることになる。

二、僧綱としての活動

次に、第二の問題点である僧綱としての行信の活動とその評価について考察してみたい。天平一〇年閏七月に行信が律師に任命されたことが確認できる。¹⁶『僧綱補任』と『七大寺年表』にも同様の記事が見えるが、所属寺院を元興寺としている。¹⁷『法隆寺東院縁起資材帳』には天平九年にすでに律師であったこととく記すが、中井真孝氏の指摘されたように、これは溯称であろう。¹⁸『続日本紀』には、

行信のその後の叙任についての記事はみられない。『僧綱補任』と『七大寺年表』には、天平勝宝二年まで律師として行信の名が見える。

ここでも問題になるのは、天平一〇年という年次に何故、行信が律師に任命されたのか、という点である。すなわち行信の律師任命の政治的背景である。その前後の僧綱の動向をみると、天平九年八月に玄昉が僧正に就任し、同年に少僧都の神叡が卒去し、その補充人事で、翌年閏月に行達・榮弁が少僧都に、行信が律師に就任している。当時の律師の定員が一名であるという原則が正しいとすると、この時点で、律師であった道慈は、その職を辞任したと推定できる。武智麻呂政権の時代に仏教界に重きを成してきた三論宗の道慈に替わって、新たに橘諸兄政権の成立とともに玄昉・行信の法相宗系体制へと転換したことが明確に読み取れる。道慈と行信との関係は、前述したように、天平八年二月二十二日の太子忌日に、上宮王院に於いて行信が主導して、講師に道慈を屈請して『法華経』を講説していることからみると、この時点では友好関係にあったが、このあと、三論宗の道慈と法相宗の僧との間に思想的対立が生じたことにより、道慈は律師を辞任したと推定している。¹⁹

もう一つ注目しなければならないのは、天平一〇年という年次に阿倍内親王が立太子していることである。行信と光明子・阿倍内

親王が上宮王院の創建を通じて密接な関連があったことは前述したとおりである。行信は阿倍内親王の護持僧的役割を担っていたのではないか。行信の律師任命には、光明子・阿倍内親王の推薦があったのではないかと推測する。

次に、行信の大僧都への昇進についてみると、その就任に関する記事は『続日本紀』に見えないが、天平二〇年六月の法隆寺・大安寺・元興寺・弘福寺の各「伽藍縁起並流記資財帳」に「大僧都行信」と署名しているのが、この時以前に大僧都に就任していたことが判明する²⁰。その就任時期については諸説あるが、中井真孝氏は天平一九年一〇月一日の「写章疏目錄僧綱検定」に「大僧都」と見えてより以来、天平勝宝二年二月二〇日の「瑜伽論奉請」²¹まで、大僧都の在任が正倉院文書に多く確認されることから、その就任は、天平一七年か、それより間もなくであろう、という説を述べられている。その説が穩当であろう²³。この時期の僧綱の動向を見ると、行基の大僧正就任と玄昉の左遷という点が注目される。

これ以後、実質的に行信が僧綱の首班として、事実上すべてを取り仕切っていたことが確認される²⁴。特に、天平文化の象徴的モニュメントの国分寺の建立と東大寺の大仏建立という国家プロジェクトが展開された期間に、僧綱の首班であった行信の活動は、注目に値するものと評価できよう。

それ以後、大僧都としての行信の存在が最終的に確認されるのは、天平勝宝二年二月二〇日付の「僧綱請収注文」²⁵であり、翌三年七月一二日付の「経疏出納帳」²⁶には「僧行信」、同四年十月二八日「奉請経疏目錄」²⁷には、「行信師」とあるのみで肩書を付さない。この点について日下無倫氏は、この間に示寂したと推定される²⁸。他方、中井真孝氏と本郷真紹氏は、勝宝二、三年の交に大僧都を辞任もしくは解任されたのではないかと推定されておられる。この点については、後節で詳しく考察する。

三、行信の『仁王経疏』撰述と仁王会

行信が『仁王経』の注釈書『仁王経疏』を著している。その内容については、すでに前稿で検討したので参照していただきたい。そこで問題となるのは、その撰述時期についてである。すなわち、行信が何時、如何なる目的で『疏』を著したのかという点である。

田島德音氏は、天平勝宝二年五月の『仁王経』講説の際の「講本」のために撰述されたという説を提示されている³¹。この指摘は、行信が律師・大僧都と僧綱の中心に位置していたことを勘案すれば、その可能性はあっただろうと考えられる。

しかし、その撰述時期については、田島德音氏が指摘された天平

勝宝二年五月以前にも、『続日本紀』には、天平元年六月、同一八年三月、同一九年五月に、また、それ以後にも、天平勝宝五年三月、同八年一二月に、『仁王経』が講説された記事が散見し、それらのうち、何れの時点の「講本」を目的としたかは断定できない。以下、行信の『仁王経疏』の撰述の史的背景を検討し、その上で、撰述時期とその目的について再検討してみたい。

行信の『疏』の成立と密接に関連するのが、『仁王経』の経説に基づいて実施される仁王会の存在である。仁王会と行信との関連については、前掲の田島徳音氏の説以後、近年、足立俊弘³²氏の詳細な論考があり有益であるが、その撰述時期と目的については再検討の余地があるのではないかと考えられる。

日本古代の仁王会については、すでに中林隆之³³氏の詳細な研究がある。以下、その論を参照して、行信と仁王会との関連について考察してみたい。

仁王会と行信の繋がりを推測できる点として、僧綱と仁王会の関連がある。国家的仏教儀礼である仁王会の実施に、僧綱が重要な役割を果たしたであろうことは、その儀礼の国家的性格から容易に推測できる。行信が律師に任命された天平十年以後、天平勝宝六年に下野薬師寺に配流されるまでの間に実施された仁王会は、天平一八年三月³⁴、天平十九年五月³⁵、天平勝宝二年五月³⁶、天平勝宝五年三月³⁷

五回である。

天平勝宝五年の仁王会は、行信は関与しなかったと考える。第一の理由は、この仁王会の全体的な統括者は善珠であったことである。第二の理由は、私見によれば、このときには行信は、大僧都を辞任していたか、もしくは解任されていたと考えられるので、この時の仁王会には行信は関与していなかったのではなからうか。残る四回の仁王会に行信は、僧綱の一員として関与したであろうと考えられる。

特に注目されるのが、天平勝宝二年の仁王会である。この仁王会は、前年の聖武天皇の譲位によって、皇太子の阿倍内親王が即位し、孝謙天皇としての存在を天下に示すために挙行された一代一度の初例となる画期的法会であった。その記念すべき法会の中心的役割を果たしたのは、僧綱の首班である大僧都の行信であったろうと推測される。その第一の理由は、大僧正の行基なきあとの僧綱を実質的に主導していたのが行信であり、僧綱が仁王会の実施に重要な役割を担っていたことである。第二の理由は、行信と阿倍内親王との密接な関係が挙げられる。すなわち、行信と阿倍内親王は、すでに法隆寺上宮主院（東院）の創建過程と内親王の立太子の経緯のところで述べたように、以前から密接な関係があった。私見によれば、行信は阿倍内親王の護持僧的存在であったろうと推測している。そ

の皇太子の阿倍内親王が即位したことを天下に宣言する儀礼の仁王会の挙行の背後には、精神的支えとして護持僧的存在の行信が重要な位置にあり、仁王会の実施にあつては、全面的に援助したのであることは容易に想像できよう。

そのような史的状况を背景として、行信は仁王会の実施に当たって根本經典である『仁王経』へのさらなる理解を深め、主導者の立場から講師たちに対して指針を示す必要があつた。

ここで注目すべきことは、すでに中林隆之氏が指摘されているように、一〇〇人の講師の講説用の『仁王経』が一〇〇部準備されているが、この場合は『仁王経』ではなく、円測の『仁王経疏』（上・中・下の三巻）一〇〇部で、そのすべてが書写によって用意されている点である。⁸⁸ 同氏は「孝謙即位にともなう一代一講の仁王会であつたこと」と、「疏は『仁王経』の講説を一層詳しく実施するために副次的に使用されたもの」と推定されている。

円測の『仁王経疏』が、行信に『仁王経疏』に与えた影響については、すでに前稿において指摘した。この度の仁王会の講説のテキストとして円測の疏が採用された背景には、円測の疏を重要視し、自著に引用している行信の存在とその指示があつたのではないか。換言すると、行信の指示によって円測の疏が仁王会の講説のテキストとして採用されたのであろう。

そこで問題となるのは、行信疏の成立時期と関連する点であるが、天平勝宝五年の仁王会において行信の『仁王経疏』が奉請され、講説の参考とされ、重要視されていることを勘案すると、⁸⁹ 何故、天平勝宝二年の仁王会において、行信の疏がテキストとして奉請されなかつたのか、という点である。行信の疏が奉請されなかつた理由は、おそらく行信の疏がこの時点では未成立であつたからであり、その撰述時期は、この仁王会以後、次回の仁王会が実施される天平勝宝五年以前の間と推定できる。

以上の考察によつて、僧綱の首班である大僧都の行信が、孝謙天皇の即位を天下に示すために挙行された天平勝宝二年の仁王会の中心的役割を果たしことが濃厚となつた。

この天平勝宝二年という年次は、奇しくも前節でみたように大僧都としての行信の名が見えなくなる時期と符合する。これが単なる偶然の出来事とは考えられない。そこには、何らかの関連があるのではないか。

その謎を解くヒントは、行信の疏の内容にあるのではなからうか。その内容とは、すでに前稿において指摘したことであるが、清弁・護法の空有争論が、行信の疏に色濃く反映していることである。この点から類推すると、天平勝宝二年の仁王会の際に、円測の疏に見える空有争論の部分について、三論・法相両宗の間で解釈の

相違が露呈し、その法会の主導者である行信に、その対立の解決を委ねるといふ状況が生じたのではないか。それへの回答書として行信は自ら注釈書を撰述する必要性に迫られた。その結果として行信の『仁王経疏』が成立したのではないかと考えられる。

もう一つ指摘しなければならないのは、中井真孝氏と本郷真紹氏が提示された勝宝二、三年の交に行信が大僧都を辞任もしくは解任されたのではないか、という問題との関連である。

私見によれば、その可能性は高いと考えられる。第一の理由は、翌年四月に僧綱の新人事が発令され、僧正に菩提、少僧都に良弁、律師に道璿と隆尊が任命され、行信の大僧都首班体制が終焉した点である。この補任が、翌天平勝宝四年の開眼会を見越して行なわれた新たな僧綱人事であったことが指摘されている。その背景には、橘諸兄体制下の行信を首班とする僧綱から、藤原仲麻呂の主導による菩提・良弁を首班とする僧綱へと政治的状况が移行したことを示す。

第二の理由は、すでに瀧浪貞子氏^⑩が指摘されている点であるが、翌四年四月の東大寺の大仏開眼会に行信の名が見えず、少なくとも大僧都の立場から大仏開眼会に関わった形跡はまったくないこと、その理由は、開眼会の事実上の推進者であった藤原仲麻呂によって、行信は意図的に排除されたと、推定できる点である。また、こ

の人事について飯沼賢司氏^⑪は、それまで僧綱のトプとして事実上聖武天皇の仏教政策を推進してきた大僧都行信は、窮地に追い詰められたと推察されている。

第三の理由は、翌五年三月の仁王会の主導者として、『仁王経疏』の著作があり仁王会に精通している行信ではなく、善珠が任命されている点である。

以上の三点の理由により、行信は天平勝宝二年の仁王会を契機として、大僧都を辞任したか、もしくは解任されたのではなからうか。

四、厭魅事件と行信

その後の行信の動向を窺うものとして、『統日本紀』の天平勝宝六年十一月甲申条の「薬師寺僧行信、与^二八幡神宮主神大神朝臣多麻呂等^一、同^レ意厭魅、下^三所司^一推勘、罪合^二遠流^一、於^レ是、遣^三中納言多治比真人広足^一、就^二薬師寺^一、宣^レ詔、以^二行信^一配^三下野薬師寺^一。」という記事がある。

この薬師寺僧行信が前掲の大僧都行信と同一人物であるか、否かという問題がある。この問題については、古来より、同人説^⑫と別人説^⑬がある。戦前の研究者の多くは、別人説をとる傾向にあり、近年

の研究者は、同一人物説を支持する人が多い。

筆者は、同一人物と考える。その理由の第一は、すでに飯田瑞穂氏や増尾伸一郎氏が指摘されているように、天平勝宝三年七月十二日付の「経疏出納帳」の「僧行信」の自署は、天平勝宝二年以前の大僧都であった行信の文書の自署と同一筆跡であること、第二の理由は、吉田一彦氏が指摘されたように、(a) 活動時期が一致していること、(b) 当時僧綱所が薬師寺に置かれていたこと、(c) 急速に勢力を伸長してきた大神杜女や多麻呂が接近するには大僧都という有力僧がふさわしいこと、などから薬師寺僧の行信と大僧都行信とは同一人物であると考えられる。薬師寺僧とあるのは、薬師寺が僧綱所であったからであろう。⁽⁴⁴⁾

この厭魅事件については、すでに法の運用に関する法的側面についての研究が蓄積されているが、⁽⁴⁵⁾ここで問題となるのは、何故、行信が厭魅を行なったのか、そして厭魅の対象は誰であったのか、という厭魅事件の政治的背景である。この問題については諸説あるが、私見によれば、法隆寺東院創建の段階から橘諸兄の一族と密接な関係にあった行信が、その諸兄の対立者である藤原仲麻呂の台頭により、僧綱の首班から排除された行信が、怨念を抱き、仲麻呂やその一族を厭魅した、とする飯沼賢司氏や瀧浪貞子氏の説が穩当のように考えられる。

むすびにかえて

以上、行信の伝記に関して再検討してみた結果、以下の諸点が明らかとなった。第一には、法隆寺東院伽藍の復興に行信が重要な役割を果たしたこと、第二には、僧綱としての活動が顕著であること、第三には、行信の『仁王経疏』の撰述と仁王会が密接な関連を有すること、第四には、行信の厭魅事件の背景には、当時の政治状況が色濃く反映していること、などである。以上のことを踏まえると、行信が奈良仏教の展開に果たした役割は、重要なものであったと評価できよう。

註

- (1) 東野治之「法隆寺献納宝物 皇太子御齋会奏文の基礎的考察」『MUSEUM』第六〇七号、二〇〇七年、のち、『大和古寺の研究』に再録、二〇一一年一月、塙書房。
- (2) 藤井由紀子「『皇太子御齋会奏文』の史料性——法隆寺東院をめぐる縁起史料の再検討——」(佐伯有清編『日本古代史研究と史料』所収、二〇〇五年一〇月)。
- (3) 道慈と行信との関係については、すでに拙稿「道慈の律師辞任と

その背景」(『駒沢史学』第七九号、二〇一二年三月)で詳説したことがある。

- (4) 『統日本紀』天平九年四月辛酉条、喜田貞吉「斑鳩宮と斑鳩寺とに関する雑考」(『夢殿』第二冊、一九三一年)。
- (5) 『統日本紀』天平十年正月壬午条。
- (6) 太田博太郎「東院伽藍」(奈良六大寺大観刊行会編『奈良六大寺大観 第五卷 法隆寺五』五頁、一九七一年九月)、勝浦令子「称徳天皇の『仏教と王権』——八世紀の『法王』観と聖徳太子信仰の特質——」(『史学雑誌』第一〇六編第四号、一九九七年四月、のち『日本古代の僧尼と社会』に再録、二〇〇〇年一月、吉川弘文館)。
- (7) 林幹彌「法隆寺と上宮王院(法隆寺東院)」(『太子信仰の研究』一九八〇年二月、吉川弘文館)。
- (8) 若井敏明「法隆寺と古代寺院政策」(『統日本紀研究』第二八八号、一九九四年一月)。
- (9) 鷲森浩幸「藤原光明子家に関する一史料」(『統日本紀研究』第三〇五号、一九九六年二月)。
- (10) 遠山美都男『彷徨の王権 聖武天皇』一六〇—一七頁、(一九九九年三月、角川書店)、本郷真紹「『元興寺縁起』と聖徳太子」(本郷真紹編『和国の教主 聖徳太子』〈日本の名僧1〉、二〇〇四年一月、吉川弘文館)。
- (11) 近藤有宜「法隆寺東院の救世観音像安置について」(『日本歴史』第六五三号、二〇〇二年)。
- (12) 倉西裕子『聖徳太子と法隆寺の謎』(二〇〇五年二月、平凡社)。
しかし、何故に、光明皇后や行信が、長屋王の崇り封じと鎮魂のために聖徳太子を持ち出してこなければならなかったのか、とい
- う点の説明が論理的に曖昧である。すなわち、なぜ、長屋王の鎮魂のために一二〇年も前に存在していた聖徳太子が必要であるのか、という疑問点が残る。
- (13) 本郷真紹氏前掲注(10) 論文。
- (14) 鷲森浩幸氏前掲注(9) 論文。
- (15) 勝浦令子前掲注(6) 論文。
- (16) 『統日本紀』天平一〇年閏七月乙巳条。
- (17) 『僧綱補任』第一天平十年の条、(『大日本仏教全書』第六五巻、史伝部二、三頁a)、『七大寺年表』天平十年条(『大日本仏教全書』第八三巻、寺誌部一、三三—三三頁b)。
- (18) 中井真孝「奈良時代の僧綱」(『日本古代の国家と宗教』上巻所収、一九八〇年五月)。
- (19) 前掲注(3) 拙稿。
- (20) 同二〇年六月十七日「法隆寺・大安寺・元興寺・弘福寺伽藍縁起並流記資財帳」(『大日本古文書』第二巻六二二頁・六六〇頁、第三巻四七頁、『寧楽遺文』中巻三八九頁)。
- (21) 『本朝高僧伝』には、天平十六年に僧都と記され(『本朝高僧伝』第六四の行基の条、『大日本仏教全書』第六三巻、史伝部二、三六〇頁a)、『七大寺年表』には、天平二〇年に大僧都に任命されたと記され(『七大寺年表』天平勝宝二年の条、『大日本仏教全書』第八三巻、寺誌部一、三三—三三頁b)、佐伯良謙氏は、天平一七年頃と推定している(同氏「法隆寺行信僧都に就て」『仏書研究』一二号、一九一五年八月)。
- (22) 『大日本古文書』第十一巻七六頁。
- (23) 中井真孝氏前掲注(18) 論文。
- (24) 本郷真紹「宝龜年間に於ける僧綱の変容」(『史林』第六八巻第二

号、一九八五年三月、のち『律令国家仏教の研究』に再録、二〇〇五年三月。

(25) 『大日本古文書』第一二巻七六頁。

(26) 同右、第三巻五二二頁。

(27) 同右、第一二巻三六五頁。

(28) 日下無倫「行信僧都の事蹟について」(『無尽燈』第二四巻第六号、一九一九年六月、のち『真宗史の研究』に再録、一九三二年七月)。

(29) 中井真孝氏前掲注(18) 論文。

(30) 本郷真紹氏前掲注(24) 論文。

(31) 田島德音「仁王護国経疏」(『仏書解説大辞典』第八巻、三九〇頁)。

(32) 足立俊弘「行信『仁王経疏』の研究」(『豊山教学大会紀要』第三七号、二〇〇九年三月)。

(33) 中林隆之「日本古代の仁王会」(『正倉院文書研究』第六号、一九九九年、のち『日本古代国家の仏教編成』に再録、二〇〇七年二月、塙書房)。

(34) 『続日本紀』天平一八年三月丁卯(十五日)条「勅曰、興隆三宝、国家之福田。撫育万民、先王之茂典。是以為令、皇基永固、宝胤長承、天下安寧、黎元利益。仍講仁王般若経。」。

(35) 同右、天平十九年五月庚寅(十五日)条「於南苑講說仁王経、令天下諸国亦同講焉。」。

(36) 同右、天平勝宝二年五月乙未(八日)条「於中宮安殿請僧一百講仁王経。并令左右京、四畿内、七道諸国講說焉。」。

(37) 同右、天平勝宝五年三月庚午(二十九日)「於東大寺設百高座講仁王経。是日飄風起說経不竟。於後、以四月九日、講

說飄風亦発。」。

(38) 中林隆之氏前掲注(33) 論文。

(39) 天平勝宝五年二月二三日「東大寺僧教輪経疏奉請啓」(『大日本古文書』第一二巻四二二頁)。

(40) 瀧浪貞子「奈良朝の政変と道鏡」(『敗者の日本史2』(二〇一三年三月)。

(41) 飯沼賢司「八幡神とはなにか」(角川選書、二〇〇四年六月)。

(42) 『良訓補志集』、境野黄洋『日本仏教史講話』六〇一頁(一九三一年四月、森江書店、のち『境野黄洋選集』第四巻に再録、二〇〇五年五月)、鶴岡静夫「沙門行信」(『古代仏教史研究』所収、一九六五年六月)、飯田瑞穂「行信」(『国史大辞典』第四巻、三一

一〜三二二頁、一九八四年、吉川弘文館)、松島健「奈良朝僧侶肖像彫刻試論——鑑真像と行信像——」(『仏教芸術』一七六号、一九八八年一月)、神居敬吉「天平勝宝六年「厭魅」弾圧事件」

(『歴史評論』第二三九号、一九七〇年七月)、吉田一彦「行信厭魅事件における法の運用」(『続日本紀研究』第二四二号、一九八五年一二月)、『続日本紀』(三)〈新日本古典体系14〉(一九九二年一月)、増尾伸一郎「上宮王院と法隆寺僧行信——奈良時代前期における太子信仰の一面——」(吉田一彦編『変貌する聖徳太子』所収、二〇一一年一月)、足立俊弘前掲注(32) 論文、瀧

浪貞子氏前掲注(40) 書。

(43) 久米邦武「奈良朝史」(一九〇七年五月、早稲田大学出版部)、村

尾元融『続日本紀考証』巻五、三三三頁、日下無倫氏前掲注(28) 論文、大屋徳城「東院の経営と行信及び道詮」(『夢殿』第二号、一九三四年月)、佐伯良謙氏前掲注(21) 論文、伊藤力甫「行信

の仁王経疏について——境野説に対する疑問——」(『宇宙』第一

二卷第七号、一九三七年）、富貴原章信（『日本唯識思想史』一六一―一六三頁、一九四四年五月、大雅堂、のち『富貴原章信仏教学選集』第三卷に再録、一九八九年一月、国書刊行会）、たなかしげひさ「元興寺行信・薬師寺行信と法隆寺行信」（『史跡と美術』第四一卷第六号、一九七二年七月）、林陸朗『完訳注釈 日本紀』（古典文庫）第三分冊、二五頁、（現代思潮社、一九八六年一月）、直木孝次郎『続日本紀』2（東洋文庫489）二三五頁（平凡社、一九八八年八月）。

(44) 『続日本紀』養老六年七月己卯条に「其僧綱者。（中略）宜_下以_二薬師寺_一常為_中住居_上」と見えることから、僧綱は薬師寺に常駐していたと考えられる。

(45) 神居敬吉氏前掲注（42）論文。橋本政良「僧尼令の科罪方式（上）（下）」（『続日本紀研究』第一七四・一七五号、一九七四年八・一〇月）、中井真孝「僧尼令における犯罪と刑罰」（大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』所収、一九七六年一月）、水本浩典「『続日本紀』における律適用の一例——行信厭魅事件——」（『続日本紀研究』第二〇〇号、一九七八年十二月）、齋川真「賊盗津厭魅條をめぐって」（瀧川政次郎博士米寿記念論集『律令制の諸問題』所収、一九八四年五月）、吉田一彦氏前掲注（42）論文。

(46) 飯沼賢司氏前掲注（41）論文。

(47) 瀧浪貞子氏前掲注（40）書。